裁　決　書

審査請求人

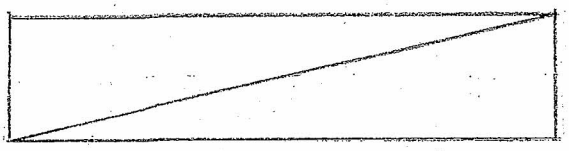

代理人



上記審査請求人から平成19年５月７日付けで提起の生活保護法（昭和25年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく審査請求人（以下「請求人」という。）が同年３月20日付けで行った保護の変更申請に係るみなし却下処分（以下「本件処分（１）」という。）及び平成19年４月26日付けの保護変更決定処分（以下「本件処分（２）」という。）に対する審査請求について、次のとおり裁決します。

主　文

１　本件処分（１）についての審査請求を却下する。

２　京都市醍醐福祉事務所長が平成19年４月26日付けで審査請求人に対して行った本件処分（２）を取り消す。

理由

１　審査請求の趣旨

請求人は、京都市醍醐福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が行った本件処分（１）及び本件処分（２）に対し、次の理由から処分の取消しを求めるものである。

（理由）

平成16年９月５日以降、審査請求人は、長女及び次女と３人で生活していたにもかかわらず、別居していた請求人の夫（以下「夫」という。）を世帯員から除外せず、世帯認定を誤った本件処分（１）は、違法又は不当である。

なお、平成19年３月21日、請求人は保護変更申請書を処分庁に提出したが、処分庁からは、30日以上経過したにもかかわらず書面による決定が行われなかったので、法第24条第４項により当該申請は却下されたとみなされる。

また、住宅扶助を削除する平成19年４月26日付けの本件処分（２）は、賃借人名義を過度に考慮・評価し、請求人の居住が脅かされている状態を

考慮しないなど、扶助の要否について法の解釈・適用を誤ったもので、違法又は不当である。

2　処分庁の弁明の要旨

（1）生活保護法における世帯とは、保護が経済的援護を主体とするところから、主に生計の同一性に着目して、社会生活上現に家計を共同にして消費生活を営んでいると認められる一つの単位を指している。

そして民法（明治29年法律第89号）第752条において、夫婦には扶助義務があることから、夫婦関係の解体が明白である場合を除いては、夫婦は原則として同一世帯に属していると判断すべきものと考えられる。

（2）夫が依然として請求人宅の名義を保有し続けており、生活の本拠を移したことが明らかでないこと、生活費の支給額等については互いの主張に相違はあるものの、夫から請求人に対し生活費が渡されていること、請求人宅と夫の実家が直線距離にして約250mの場所にあり、夫の行き来があることから、夫が実家で生活していたとしても、同一生計にないことが明白ではないと判断していた。

（3）また、世帯員の一人が自己の得た収入を自らの生活費等に消費している事実があるとしても、そのことはその者をそれ以外の者と別世帯として認定する決定的な要素とはならない。

（4）処分庁は、平成19年３月26日に受理した生活保護変更申請書を受け、改めて請求人及び夫に対する調査を行った結果、夫が請求人宅とは別に生活の本拠を設けたことが明らかになったことから、この時点で生計が同一でないことが明白になったと判断し、平成19年４月26日付けで夫を世帯から削除し、世帯員の減少により最低生活費の変更決定処分を行った。したがって、30日以上経過したにもかかわらず書面による決定を行っていないとする請求人の主張は失当である。

（5）さらに、処分庁は、請求人に対し、平成19年４月１日付けで保護の基準改定、冬季加算の削除及び給食費の認定に係る保護変更処分を職権により行い、保護決定通知書を同年３月22日付けで送付している。同保護変更処分については、不服申立ての期間を経過し不可争力が発生していることから、同保護変更処分より以前の処分である平成16年９月５日頃の保護決定処分を変更すべきとの主張についても失当である。

（6）住宅扶助とは、困窮のための最低限度の生活を維持できない者に対して「住まいの確保」及び「補修その他住宅の維持のために必要なもの」の範囲内において行われるものである。

処分庁は、請求人に対し、居住を継続する意思があるのであれば、住居の名義を夫から請求人へ変更することにより住宅扶助を支給する決定を行う旨及び転居が必要なときは転居に係る費用の支給を行う旨を教示したが、請求人は、処分庁に対し、今後現住居の居住を継続するか否かの判断を示していない。

このため、処分庁としては、現に住居に係る需要が発生しているとは

いえないと判断し、平成19年５月１日付けで住宅扶助を削除することを決定した。

（７）以上から、本件処分は、適法かつ適正に行われたものであるため、本件審査請求については、これを棄却するとの裁決を求める。

３　請求人の反論の要旨

（１）請求人は、担当ケースワーカーに何度も夫と平成16年９月５日頃以降別居中であると伝えていた。

（２）処分庁は、弁明書で世帯の定義を述べ、同一世帯に属するか否かの判断において、法律上の扶養義務の存在を基準として持ち出しているが、同一世帯か否かは、定義上の「現に・・・営んでいる」との文言や『生活保護手帳（別冊問答集）』第１から、扶養義務の存否を基準として判断すべきものでなく、消費物資の共同購入など生活の実態を基準として判断すべきである。かかる基準に照らせば、平成16年５月以降、請求人と夫が、「社会生活上現に家計を共同にして消費生活を営んでいる」とは到底いえないことは明白である。

（３）夫が請求人に対して、「毎月60,000円を渡していた」事実はない。平成17年12月９日当時、夫は、請求人に対しておおむね１箇月に１回、30,000円（平成16年９月末頃の１回については、60,000円）の現金入りの封筒を郵便受けに投げ入れる方法で渡していたほか、家賃を直接支払っていた（正確な時期は不明であるが一時期途絶えており、現在では通算５箇月分の滞納が生じている。）。それ以外には、オムツ、粉ミルク等の現物を、不定期（平均すると１箇月に２回程度）差し入れてくることがあった。

また、夫からの金員は、平成19年１月までは30,000円であったが、同年２月分は３月７日に15,000円が封筒に入れられたのみで、同年３月分は、４月13日に20,000円であった。

（４）保護変更申請日は、平成19年３月26日ではなく、遅くとも申請書の到達した同月23日である。また、決定通知書の受領は４月26日ではなく、封書の消印翌日の同月28日である。したがって、法第24条第４項の期間は経過している。

（５）処分庁は、「請求人は、当所に対し、今後現住所の居住を継続するか否かの判断を示していない」ことが住宅扶助の削除決定を行った理由であるとするが、請求人は、現に、当該住宅に居住しており、現実に居住している人に対して住宅扶助を適用することは当然のことである。

４　再弁明の要旨

（１）平成21年８月６日、処分庁は、請求人から府営住宅家賃滞納に係る催告書の写しを受理し、同年８月11日、請求人から、府営住宅の滞納状況及び家賃の支払を約束していた夫が平成19年７月20日に支払わない旨申し立てていたことを確認した。

（２）平成21年８月12日、処分庁は、請求人宅の管理者である京都府住宅供給公社から、請求人の滞納額が、平成19年６月から同年11月までの間の合計[redacted]円であることを聴取した。

（３）平成21年10月９日、処分庁は請求人世帯に対し、平成19年６月分から同年11月分までの住宅扶助費115,900円を支給する決定を行い、決定通知書を請求人宅へ送付した。

（４）以上から、当時において請求人の債務として発生していた滞納家賃に対し、住宅扶助費を支給しているため、請求人の主張には理由がなく、棄却の裁決を求める。

5　再反論の要旨

本件処分（２）については処分を撤回していると考えられるが、本件処分（１）については正当性がなく、違法又は不当であることにはかわりがない。

6　審査庁の認定事実及び判断

（１）　認定事実

ア　請求人は、処分庁に、夫及びその子３人を合わせた５人世帯として法に基づく保護を申請し、処分庁は、平成14年12月26日付けで請求人世帯の保護を開始した。

イ　平成19年３月26日、処分庁は、請求人から、平成16年９月５日頃に遡って夫を世帯から除外し、３人世帯として保護を決定するように求める保護変更申請書を受領した。

ウ　平成19年4月25日、処分庁は、同年４月８日頃から夫が実家を出て転居していること及び住居の賃料について支払を行っていた夫から平成19年２月以降は賃料を滞納していることを確認し、同月26日付けで請求人世帯から夫を削除する保護変更決定を行った。また、同日付けで請求人世帯の住宅扶助費29,200円を削除する本件処分（２）を行うことを決定した。そして、夫を世帯から削除した保護変更決定に係る決定通知書と本件処分（２）に係る決定通知書を４月26日に投函し、同月28日請求人に到達した。

エ　平成19年５月１日以降、請求人世帯は、月額賃料29,200円の府営住宅[redacted]に居住していた。

オ　平成19年12月13日、請求人が処分庁に継続居住承認について誓約書を提出したため、処分庁は同年12月１日から、住宅扶助費を支給する保護変更決定処分を行った。

カ　平成21年８月12日、処分庁は、請求人宅の管理者である京都府住宅供給公社から、請求人の滞納額が、平成19年６月から同年11月までの間の合計[redacted]円であることを聴取した。

キ　平成21年10月９日、処分庁は請求人世帯に対し、平成19年６月分から同年11月分までの住宅扶助費115,900円を支給する決定を行い、決

定通知書を請求人宅へ送付した。

（２）　判断

ア　本件処分（１）について

法第24条第１項は、保護の開始の申請があった場合、保護の要否、種類、程度及び方法について決定する旨規定し、同条第５項で、保護の変更の申請の場合も、同条第１項を準用する旨規定している。また、これらの申請後30日以内に決定の通知がない場合は、申請は却下されたとみなせる旨、同条第５項において準用する同条第４項に規定されている。しかし、世帯の構成の異動については、法第61条の規定による届出事項である旨記載されている。

同条の趣旨から、請求人の行った世帯認定の見直しを求める旨の保護変更申請は、法第24条第５項において準用する同条第１項の規定による保護変更申請には該当せず、届出がなされたものと解されるので、そもそも同条第４項は適用されない。

よって、本件処分（１）は存在せず、不適法な審査請求であると認められる。

イ　本件処分（２）について

法第14条は、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することができない者に対して住居の範囲内において行われる旨規定し、「住居」の範囲について、生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年４月１日厚生省発社第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第７の４の（１）のアは、居住する住居が借家若しくは借間であって家賃を必要とする場合には家賃を認定すべき旨規定している。

そして、法第14条及び局長通知に基づく住宅扶助の必要性は、実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査すると規定する法第25条第２項及び実施機関の調査の権限について定めた法第28条の趣旨から、請求人の生活の実態によって判断すべきである。

本件において、請求人が現住所の居住継続意思を直ちに示さなかったとしても、現に居住している以上、当分の間居住を継続する意思を有することは明らかであり、また、名義人である夫は賃料を平成19年２月以降滞納しており、夫により実際に賃料債務が履行される可能性は極めて低かったことからすれば、請求人の住居に係る需要は肯定でき、実態的にみて家賃扶助の必要性が認められる。

にもかかわらず、処分庁は、住居に係る需要が発生していないとして、住宅扶助を削除しているため、本件処分（２）は、違法な処分である。

なお、平成21年10月９日、処分庁は、請求人世帯に対し、平成19年６月分から同年11月分までの滞納家賃分[redacted]円について住宅扶助費を支給する決定を行い、決定通知書を請求人宅に送付している。しかし、住宅扶助が削除されていた平成19年５月から同年11月までの間

の賃料債務の合計は、204,400円であり、必要となっていた住宅扶助費を全て支給したと評価することはできないことから、請求の利益は、いまだ消滅していないものと認められる。

ウ　以上により、処分庁がなした請求人に対する本件処分（１）については、処分自体がないとし、本件処分（２）については取り消すべき瑕疵があると認め、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第１項及び第３項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成24年３月30日

京都府知事　山田啓二



なお、この裁決の却下部分について不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。

また、この裁決の却下部分について不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府知事となります。）裁決の取消しの訴えを京都地方裁判所に提起することができます。

ただし、裁決の取消しの訴えにおいて、処分の違法を理由として取消しを求めることはできません。